

チーム規約

FC Sword 大阪

(エフシー スWORD オオサカ)

2013/1 改定

チーム規約

FC Sword 大阪

(エフ・シー スオード オオサカ)

第1章 名称及び所在地・チーム代表者

- 1-1 本チームは、「F.C Sword 大阪 (エフ・シー スオード オオサカ)」と称し、中学生年代 (ジュニアユース) のサッカークラブチームである。
- 1-2 本チームの所在地 (ホーム) は、「藤井寺市立スポーツセンター (大阪府藤井寺市林 1-18-4)」とする。
- 1-3 チーム代表者: 廣岡 成典

第2章 基本方針

- 2-1 ビジョン (Vision)
ジュニアユースにおいて、名実ともに「日本一」のチームとなる。
- 2-2 ミッション (Mission)
その一、サッカーを通じての人材育成と、地域社会への貢献。
その二、将来プロ選手と成り得るための専門基盤形成。
- 2-3 スローガン (Slogan)
「一味同心」～同じ目的を持って集まり、心をひとつにすること～

第3章 目的

- 3-1 本チームはサッカーを通して仲間の輪を広げ、体力の向上及び心身の健康保持と増進を図りながら、専門的な知識・技能の習得を目指し、その過程を大切に指導していく。
- 3-2 人との関わりを大切にして感謝の気持ちを学び人間性を磨くため、地域でのボランティア活動などにも積極的に参加していく。
- 3-3 グラウンド内外に関わらず様々な経験をさせ、自分で考え発言し行動する力をつけて、正しく判断できる人材を育てることを目指し活動していく。
- 3-4 サッカーだけではなく、学問もおろそかにせず、文武両道を念頭に置くことを重視していく。
- 3-5 最終目標の日本一 (頂点) に向けて、常にチャレンジできるチームとなるべく取り組んでいく。

第4章 入会条件

- 4-1 選手、保護者共にチーム規約を十分理解し、その方針に同意できる者。(同意書サイン)
- 4-2 サッカーに対し常に真剣に取り組み、3年間本チームを続ける強い姿勢がある者。
- 4-3 オン・ザ・ピッチ、オフ・ザ・ピッチでチームの選手として自覚と責任を持って行動できる者。
- 4-4 日本一を目指すことを素直に考え、向上心をもって一生懸命に努力できる者。
- 4-5 中学校の部活に、所属していない者。(登録上、部活とクラブの二重登録はできない)

第5章 会員

- 5-1 入会申込書を提出し、既定の会費を納めた中学生をチーム会員とする。
- 5-2 チーム会員には必ずユニフォーム等、チーム指定物品を購入してもらう。
- 5-3 会員は日本サッカー協会に選手登録する。
- 5-4 チーム会員は(財)スポーツ安全協会傷害保険に加入し、試合中または公式練習中や活動場所への往復中に関わる傷害事故についての補償はスポーツ傷害保険内とする。
- 5-5 基本として途中退会は認めない。やむを得ず退会する場合は、チーム代表の承諾を得ること。

第6章 会費

- 6-1 入会金 7,000円
- 6-2 月謝 7,000円(4・7・10・1月に3ヶ月毎分納入。但し、年間一括及び半年払いも可)
- 6-3 各種遠征試合等における交通費、合宿等を行う場合は別途徴収する。
- 6-4 一度徴収したチーム会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- 6-5 クラブ会費及び別途徴収金の会計は、1年毎に決算して総会で収支報告を行う。

第7章 活動

- 7-1 練習曜日は年間を通して毎週、月・水・金曜日
- 7-2 練習時間は18時 又は 18時30分～20時30分、解散は21時00分頃
(時間はあくまでも基本なので、変更する場合もある。)
- 7-3 練習場所は原則として藤井寺市立スポーツセンターとする。
- 7-4 土・日・祝日は試合等が入るので未定、春・夏・冬休みは別スケジュールとする。

第8章 指導方針

- 8-1 高校年代及び将来につながる基礎技術・専門的な知識を指導する。
- 8-2 仲間への思いやり、マナーを第一に指導する。
- 8-3 サッカーを通じて健全な人格形成を目指す。
- 8-4 高校選択時サッカーに重点をおいた進路希望者には、可能な限りの支援を行う。

第9章 チームの約束事

- 9-1 何処のグラウンドでも、入退場時の挨拶を欠かさず行う。
- 9-2 他のチームの指導者や選手、保護者など、誰にでも大きな声で挨拶をする。
- 9-3 上級生や目上の人に対しては、必ず敬語で話す。
- 9-4 指導者の話を聞く時は、姿勢を正す。
- 9-5 相談がある時は、一人で悩まず指導者に連絡をする。
- 9-6 チーム及び学校のルールに違反する者には、ペナルティーを与える。
- 9-7 学業をおろそかにしない。
- 9-8 仲間を大切にす。
- 9-9 練習や試合を欠席する時は、必ず事前に指導者に連絡をし許可を得ること。

第10章 保護者へのお願い

- 10-1 保護者からの相談事（退会・休部等）は、チーム代表が対応します。（監督・コーチ対応不可）
但し、いかなる場合もチームの指導方針に関しての、意見・批判等には応じられません。
- 10-2 本クラブ会員として望ましくない行為や、チームの名誉を著しく傷つける行為、チーム規約を守れない会員、保護者に対しては退会いただきます。
- 10-3 サークルでの進学希望高校への問い合わせは個人で直接行わず、必ずチーム代表と相談の上進めることとします。
- 10-4 中学卒業後の進路については、3年生時の4月に三者面談を実施し方向性を確認します。

第11章 チーム構成

- 11-1 役員：代表1名、事務局長1名
- 11-2 スタッフ：監督1名、コーチ若干名（会計・事務局含む）
- 11-3 スタッフの任期は特に定めず、必要に応じて役員が選出する。

附 則

本規約は、2010年4月1日から施行する。

2013年4月1日改訂